

1、補助対象期間

2021年7月から2022年6月まで（3年生は2022年3月まで） 年度毎に申請

2、対象者（Ⅰ，Ⅱどちらにも該当すること）及び支給金額

Ⅰ 授業料納入義務があること。（授業料免除の特待生は申請しても支給はありません）

Ⅱ **親権者全員**の「**令和3年度課税証明書**」等をもとに以下の通り算出した【**判定額**】がいずれかの

補助区分に該当する場合。

*「令和3年度課税証明書」等とは…2020年1月1日～2020年12月31日の収入に基づくもの

【**判定額**】＝【（市町村民税の）課税標準額】×0.06－【市町村民税の調整控除の額】※

※課税証明書等に調整控除の額の記載のない場合があります。

※政令指定都市で市民税を課税されている場合は、調整控除額に3/4を乗じた額を使用します。

支給区分	支給金額（月額）	判定額
A（加算あり）	26,500 円	154,500円未満
B（加算なし）	9,900 円	154,500円以上304,200円未満
所得制限	0 円	304,200円以上

親権者①の
所得判定額親権者②の
所得判定額判定表に
あてはめる金額申請対象となる
判定額上限
$$\left(\quad \right) + \left(\quad \right) = \left(\quad \right) < 304,200円$$

3、提出書類

⑤様式第1号(受給資格認定申請書・収入状況届出書・課税地変更届・受給申請辞退書)いずれかに☑をいれて提出

受給資格認定申請書	令和2年7月～受給していなかった2,3年生もしくは令和3年4月申請を辞退した1年生で今回申請を希望する人
収入状況届出書	令和2年7月～受給していた2,3年生もしくは令和3年4月に受給資格認定申請書を提出した1年生
課税地変更届	令和2年7月～受給していた2,3年生もしくは令和3年4月に受給資格申請書を提出した1年生で令和2年と令和3年の課税地が異なっている人
受給申請辞退書	令和2年7月～受給していない2,3年生もしくは4月に申請辞退した1年生で令和3年7月～も同様に対象外の人

●個人番号カード（写）等
貼付台紙

受給資格認定申請書を初めて提出する人は、学校HPより個人番号カード（写）等貼付台紙を出力して、親権者全員の個人番号を明らかにできる書類を添付した上でご提出ください。出力できない方は事務室にお申し出ください。

⑤を提出用封筒に入れて**全員クラス担任へ**提出してください。個人番号カード（写）等貼付台紙は、**在学期間中に一度も提出したことのない人のみ**ご提出ください。

※虚偽の申請等により不正受給した場合は、3年以下の懲役または100万円以下の罰金刑に処せられますので、申請以降対象期間内に親権者の変更等が発生した場合は、速やかに学校に届出てください。